

事 務 連 絡

平成 22 年 7 月 30 日

居宅介護支援事業所

地域包括支援センター

訪問介護事業所 の皆様へ

鹿児島市介護保険課

### 適切な訪問介護サービス等の提供について

連日、猛暑が続いておりますが、皆様方にはお元気でご活躍のことと存じます。

かねてから、介護保険事業の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、国においては、昨年、「適切な訪問介護サービス等の提供について」という通知を出し、利用者にとって、真に適切な介護保険サービスの提供が行われることとしたところであり、皆様の事業所におかれましても、適切なサービス提供に取り組んでおられることに感謝申し上げます。

今般、本市では、昨今の桜島の活発な火山活動に伴う降灰に対する対応について、別紙のとおり整理しましたのでお知らせします。

今後とも、利用者や家族に対して制度の趣旨、保険対象となるサービスの範囲について十分な説明を行い、より質の高いサービスの提供に努めていただくようお願いいたします。

お問い合わせ先

鹿児島市介護保険課 給付係

電話 099-216-1280

## 降灰に関する訪問介護サービス等の提供について（生活援助）

降灰に関する訪問介護サービス等の提供については、適切なアセスメントに基づいたケアプランであれば、以下の事例についても「掃除」の範囲に含めることができることとします。

### 1. ベランダ・小庭等の降灰除去について

利用者が独居などで、本人の転倒防止や自立支援を目的とした環境整備に該当する範囲内での降灰を除去する行為

（一例）利用者が、洗濯物を干したり取り入れたりする行為を、ケアプランに位置付けている場合、干し場までの動線や物干し竿などの降灰除去

（ヘルパーが、洗濯物を干したりする場合も、上記に準ずるものとします。）

### 2. 克灰袋の降灰指定置場への運搬について

利用者が独居などで、日常のゴミ出しを介護保険のサービスとして利用している場合、当該ゴミ出し同様、克灰袋を降灰指定置場へ運搬する行為

### 3. 降灰による窓拭きについて

利用者が独居などで、生活援助（日中独居等を理由に調理支援のみを利用している場合を除く）を利用している場合、利用者の居室部分など、日常生活を営むのに支障が生じると判断される範囲の掃除として、窓やさんを拭く行為

上記の件については、利用者または家族の状況の変化により、当該行為をプランに追加する場合も同様の取扱いとします。